

番号	19-7
案件名	中野区再犯防止推進計画(案)に関するパブリックコメント手続き
意見募集期間	令和2年3月23日 から 令和2年4月13日まで

1. 提出方法別意見提出者数

提出方法	人(団体)数
電子メール	1
ファクシミリ	
郵送	
窓口	
合計	1

2. 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方(同趣旨の意見は一括)

合計意見数	4件
-------	----

【計画に盛り込む内容について】 (4件)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	重点課題の大項目(1-1、1-2等)ごとに担当部が記載されているが、小項目(できれば項目内の●)ごとに担当部署を記載していただきたい。	本計画は、4つの重点課題ごとに主な取組を掲げ、これを担当する部と取組の方向を示しています。主な取組は、担当各部が連携し、取組の方向に基づき取組を進めていきます。そのため、取組の方向ごと(=小項目ごと)の担当部は記載していません。また、第5章の「推進のために」については、取組を担当する部を示していますが、本計画の策定及び推進のための庁内調整などは地域支えあい推進部が担当します。関係部と連携・調整を図り、進捗状況の把握や課題を共有しながら取組を進めていきます。
2	認知度が低いと思われるため、「東京都若者総合相談センター(若ナビα)」の説明を用語欄加えていただきたい。	用語欄に記載いたします。

3	18・22・23ページ記載の「少年センター（警視庁）」のあとに触法少年への対応を行っている「児童相談所、児童自立支援施設、東京都若者総合相談センター（若ナビα）」を加えていただきたい。	児童相談所、児童自立支援施設、東京都若者総合相談センター（若ナビα）とあわせて、連携・協力する機関の例示に追加します。 ※児童相談所は、令和3年度に区の児童相談所を開設する予定で、現在開設準備を進めています。
4	計画の推進体制における、地域での取組、活動をより推進させるため、資金調達手段の1つとして、公益活動に関する政策助成を検討する旨を加えていただきたい。	区の区民公益活動を推進するための政策助成や基金からの助成は、地域における犯罪や非行の防止や立ち直りの支援等の活動についても、申請団体の要件等を満たしていれば助成の対象となります。今後、本計画を進めながらこれらの助成の案内等も行っていきます。

3. 提出された意見により変更した箇所とその理由

No.	変更した箇所	変更の理由
1	14ページの用語欄に「東京都若者総合相談センター（若ナビα）」を追加	認知度が低い用語と思われ、解説が必要であると判断いたしました。
2	18ページの（1）、22ページの（1）及び23ページの（2）の連携・協力機関にそれぞれ「児童相談所、児童自立支援施設、東京都若者総合相談センター（若ナビα）」を追加	区との連携・協力機関を明確に示す必要があると判断いたしました。